

# 砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

## 重要事項説明書

<令和 5年 6月 1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(富山県指定第 1670800133 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 居宅介護支援とは

- ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
  - ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
  - 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 事業者 .....                | 2 |
| 2. 事業所の概要 .....             | 2 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 .....       | 2 |
| 4. 職員の体制 .....              | 2 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 ..... | 3 |
| 6. サービスの利用に関する留意事項 .....    | 5 |
| 7. 苦情の受付について .....          | 5 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 富山県砺波市幸町8-17  
(3) 電話番号 0763-32-0294  
(4) 代表者氏名 会長 老 健  
(5) 設立年月 平成16年11月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき高齢者が自立した生活が送れるよう、また、老化に伴い介護が必要な方々に対して介護相談、介護計画作成等を支援することを目的とします。  
(3) 事業所の名称 砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
(4) 事業所の所在地 富山県砺波市苗加824-1  
(5) 電話番号 0763-32-7297  
(6) 事業所長 氏名 長森 喜代子  
(7) 当事業所の運営方針 当事業所は、地域福祉の充実を目的として、高齢者が地域で自立した生活が送れるよう支援するため、高齢者の人権を尊重するとともに、速やかに居宅介護支援を樹立するよう最善を尽くします。また、公正中立な立場に立って特定の事業者、法人への利益誘導がないよう業務の遂行に努めます。  
(8) 開設年月 平成12年2月14日  
(9) 事業者が行っている他の事業  
[介護福祉用具の貸出] 「配食サービス」 [移送サービス]  
[南部デイサービスセンターの経営] [北部デイサービスセンターの経営]

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 砺波市の区域  
(2) 営業日及び営業時間

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 営業日        | 月曜日～金曜日 ただし祝祭日及び12月29日～1月3日を除く |
| サービスの提供時間帯 | 午前8時30分～午後5時15分                |

ご要望があれば営業時間外であっても24時間連絡体制を確保し必要に応じて相談に応じます。

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種      | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容   |
|---------|----|-----|------|------|---------|
| 管理者(兼務) | 1名 |     |      | 1名   | 管理運営    |
| 介護支援専門員 | 4名 |     | 4名   | 1名   | 介護計画の作成 |

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 38.75 時間）で除した数です。

（例）週 7 時間 45 分勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名となります。（7 時間 45 分×5 名÷38.75 時間＝1 名）

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）

〈サービスの内容〉

### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下（「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はその家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅計画サービスの実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### 〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、事業者が発行したサービス提供証明書を後日砺波地方介護保険組合に提出しますと保険給付の払い戻しを受けることができます。

### 居宅介護支援費（Ⅰ）（1月につき）

| 要介護 1・2 | 要介護 3・4・5 |
|---------|-----------|
| 10,760円 | 13,980円   |

※下記の居宅介護支援を行った場合、加算を算定いたします。

|   |                 |                      |
|---|-----------------|----------------------|
| ・介護支援専門員が医療機関の職員に対して、3日以内に必要な情報提供を行った場合（Ⅰ）  | 入院時情報連携加算（Ⅰ）    | 2,000円/月             |
| ・介護支援専門員が医療機関の職員に対して、7日以内に必要な情報提供を行った場合（Ⅱ）  | 入院時情報連携加算（Ⅱ）    | 1,000円/月             |
| 退院・退所にあたって医療機関の調整会議に参加したり面談することで必要な情報を得、調整を行った場合  | 退院・退所加算         | 6,000円/月<br>4,500円/月 |
| 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 | 通院時情報連携加算       | 500円/月               |
| 新規に居宅介護支援介護支援を行った場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合   | 初回加算            | 3,000円/月             |
| 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。                | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,000円/回             |

|  |  |
|--|--|
| 通常の事業実施地域以外の方に支援等を行った場合。   | 所定単位数の5%   |
| 24時間連絡がとれる体制を確保し、専門性の高い人材の配置や、質の高いケアマネジメントを行う等、国の定めた要件を満たした場合。       | 特定事業所加算（Ⅱ） 4,070円/月                              |
| ・死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の意見を得、利用者の状態やサービス変更の必要性を把握し、利用者への支援を実施した場合。 | ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月                         |
| ・退院・退所加算に係る医療機関との連携を年間35回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している事業所の場合。    | 特定事業所加算（Ⅳ） 1,250円/月                              |
| 利用者の退院時等に必要なケアマネジメントを行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に基本報酬を算定する。      | 居宅介護支援費（Ⅰ）<br>要介護1・2 10,760円<br>要介護3・4・5 13,980円 |

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

### (3) 虐待防止について

事業者として、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を整えます。

### (4) ハラスメント対策

#### ①事業者として職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりをします。

「ハラスメントに関する方針」（社会福祉法人砺波市社会福祉協議会 令和4年3月11日策定）

#### ②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等の行為を禁止します。

## 7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ◎苦情受付窓口

住所 砺波市苗加824-1 砺波市南部デイサービスセンター内  
「砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所」  
担当者 介護支援専門員 森 啓子  
電話番号 0763-32-7297 ・FAX0763-32-7296  
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 （毎週月曜日～金曜日）

### （2）行政機関その他苦情受付機関

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 砺波市役所<br>高齢介護課        | 所在地 砺波市栄町7-3<br>電話番号 0763-33-1111 ・FAX0763-33-7622<br>受付時間 午前8時30分～午後5時15分      |
| 富山県福祉サービス運営<br>適正化委員会 | 所在地 富山市安住町5-21 県総合福祉会館内<br>電話番号 076-432-3280 ・FAX076-432-6532<br>受付時間 午前9時～午後4時 |
| 砺波地方介護保険組合            | 所在地 砺波市栄町7-3<br>電話番号 0763-34-8333 ・FAX0763-34-8334<br>受付時間 午前8時30分～午後5時15分      |

## 個人情報の利用目的について

砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所では個人情報保護法に基づき利用者及び家族の個人情報を用いるときの「利用目的」を公表します。

当事業所で得た個人情報は下記の目的に限って使用します。

### 【当事業所内での利用目的】

- 1) 当事業所が利用者に提供する居宅支援業務および介護予防支援業務
- 2) 介護保険事務
- 3) 介護サービスの利用にかかる事業所等の管理運營業務のうち
  - ・会計、経理
  - ・介護事故、緊急時等の報告

### 【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 1) 利用者に係る居宅サービス事業者およびかかりつけ医等との連携、情報共有（サービス担当者会議）
- 2) 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- 3) その他行政機関等の法律法令上の照会時
- 4) 利用者の病気、事故等緊急時の医療機関等への情報伝達など

### 【上記以外の利用目的】

- 1) 事業所内で行われる職員会議（事例検討、情報共有）
- 2) 事業所等で行われる学生等の実習への協力

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

また、当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。

### 【例外規程】

上記各項に関わらず本人の生命、心身に危機が直面している場合にはこの限りではありません。

令和1年5月1日

砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
所長 長 森 喜 代 子